

水戸市立上中妻小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

そこで、学校・家庭、地域社会が連携していじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」、「水戸市いじめ防止基本方針」をもとに「上中妻小学校いじめ防止基本方針」を定める。

1 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分理解できるようにすることを旨としなければならない。

(2) いじめの定義

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。〔いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第2条第1項〕

(3) いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校にも、起こり得るものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに生命又身体に重大な危険を生じさせうる。

「悪ふざけ」という名目で加害側には、他意はないように見えても、靴等の私物を隠す「いたづら」や内緒話等の「仲間はずれ」等も、被害者の学校での意欲を著しく害するものである。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級やスポーツ少年団等の集団帰属の構造上の問題（例えば無秩序制や閉塞性・体育会的な絶対支配制）、「観衆」としてはやし立

てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることも必要である。

① 具体的ないじめの態様

(文科省「いじめの防止等のための基本的な方針より」)

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 学習用品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

② いじめ発見のポイント

○朝の会時

- ・ 遅刻、欠席が増える
- ・ 表情がさえず、うつむきがちになる。
- ・ 出席確認の声が小さい。

○授業開始時

- ・ 忘れ物が多くなる。
- ・ 用具、机椅子等が散乱している。
- ・ 一人だけ遅れて教室に入る。
- ・ 席を変えられている。
- ・ 周囲が何となくざわついている。

○授業中

- ・ 正しい答えを冷やかされる。
- ・ グループ分けで孤立することが多い。
- ・ 発言に対し、しらけや嘲笑が見られる。
- ・ 保健室によく行くようになる。

○休み時間

- ・ 一人でいることが多い。
- ・ 訳もなく階段や廊下等を歩いている。

○清掃時

- ・ 目の前にゴミを捨てられる。
- ・ サボることが多くなる。
- ・ 最後まで一人でする。
- ・ 人のいやがる仕事を一人でする。
- ・ 机や椅子がぼつんと残る。

③ 家庭で分かるいじめ発見のポイント【児童・生徒等】

保護者から、子供の家庭での様子について、以下のような相談があったら、いじめられているの

ではないかと受け止め、指導に当たる必要がある。

- ・衣類の汚れや破れが見られたり、よくけがをしたりしている。
- ・風呂に入りたがらなくなる。(殴られた傷跡等を見られるのを避けるため)
- ・買い与えた学用品や所持品が紛失したり、壊されたりしている。
- ・教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、破られたりしている。
- ・食欲がなくなったり、体重が減少したりする。
- ・寝付きが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ・表情が暗くなり、言葉数が少なくなる。
- ・いらいらしたり、おどおどしたりして、落ち着きがなくなる。
- ・部屋に閉じこもることが多く、ため息をついたり、涙を流したりする。
- ・言葉遣いが荒くなり、親や兄弟などに反抗したり、八つ当たりしたりする。
- ・親から視線をそらしたり、家族に話しかけられることを嫌がったりする。
- ・ナイフ(刃物)などを隠し持つことがある。
- ・登校時刻になると、頭痛、腹痛、吐き気などの身体の不調を訴え、登校を渋る。
- ・転校を口にしたり、学校をやめたいなどと言い出したりする。
- ・家庭から品物やお金を持ち出したり、余分な金品を要求したりする。
- ・親しい友人が家に来なくなり、見かけない者がよく訪ねてくる。
- ・不審な電話や、嫌がらせの手紙が来る。友人からの電話で、急な外出が増える。
- ・自己否定的な言動が見られ、死や非現実的なことに関心を持つ。
- ・投げやりで、集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。
- ・ゲームなどに熱中し、現実から逃避しようとする。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめ防止対策推進法第二十二条より、次の組織を設定する。

(1) 組織の名称

上中妻小学校学校生徒指導・いじめ長欠対策委員会 (以下「いじめ防止対策委員会」)

(2) 組織の構成

学校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、養護教諭、学年主任、担任、スクールカウンセラー

【必要に応じて】学校運営協議会委員等

(3) 組織の役割

○未然防止

- ・いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり。

○早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報を受け付ける窓口。
- ・校内オンライン相談窓口を開設（1人1台端末のアンケート機能の活用）
- ・いじめに関する情報や問題行動等に係る情報の収集と記録及び迅速な共有。
- ・アンケート調査、聞き取り調査等によるいじめ事実関係の把握。
- ・被害児童への支援、加害児童への指導体制、対応方針の決定と保護者との連携。

○いじめ防止基本方針に基づく各種取組

- ・具体的な年間指導計画の作成・実行・検証・修正。
- ・いじめ防止に係る校内研修の計画的実施。
- ・いじめ防止基本方針の見直し。

3 いじめの防止等の対策のための具体的な取組

(1) いじめ未然防止のための取組（未然防止）

①学級経営の充実

- 「いじめの実態調査」を年6回行い、調査結果を生かす。
- ライフスキル学習を実践する。
- 授業の中に児童の出番を作り、自己有用感を高め、お互いに認め合う集団作りをする。
- 水戸「規律と協働を高める八策」の徹底図り規律正しい学習習慣、生活習慣を身に付けさせる。

②わかる授業、授業の「見える化」

③道徳教育、人権教育の充実

- 教育活動全体を通して、道徳教育を実践し、人権尊重及び多様性を認め合える心を育てる。

④特別活動の充実

- いじめ防止フォーラムへの取り組み。 ○なかよし班(縦割り班)活動の充実。

⑤相談体制の整備

- 毎月月の始めに「こころのけんこうアンケート」を行い、内容に応じて教育相談を実施し、児童理解を図る。※小さなサインを見逃さない。 違和感を敏感に感じ取る。
- スクールカウンセラー、水戸市総合教育研究所等と連携を図り、教育相談の充実を図る。
- 養護教諭・担任・生徒指導主事等を活用し、児童がいつでも安心して相談できる体制を整備する。

⑥インターネット、スマートフォン、SNS等を通して行われるいじめへの対策

○インターネット、スマートフォン、SNS等の使用に関する調査を行い、情報モラル教育を行う。

⑦保護者、地域、学校間の連携協力体制の整備

⑧職員集会での情報共有

○職員会議で毎月行う「いじめ・長欠対策会議」を活用し情報交換を行う。

⑨警察、児童相談所、市子育て支援課等と連携したサポートチームの編成。

(2) いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携

①犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における警察との連携の徹底

- ・学校と警察が、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制の構築
- ・児童ポルノ関連のいじめ事案に関しては、一刻を争う事態も生じることから、被害の拡大を防ぐため、学校は、直ちに警察に相談・通報

②警察との日常的な情報共有体制の構築による連携強化

- ・学校、警察双方において、連絡窓口となる担当職員の指定を徹底

③保護者と学校がともにいじめ防止対策を共有するための普及啓発の推進

- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知を行うことが重要

(3) いじめへの迅速な対応(早期対応)

①事実関係を把握し、報告する。

担任→学年主任→養護教諭→生徒指導主事→教頭→校長

②対応についての協議、確認をする。

○いじめ防止対策委員会での検討 ○校長の指示、指導

③状況に応じて関係機関との連携を図る。

○水戸市総合教育研究所 029-244-1331

○いじめ・体罰解消サポートセンター 029-221-5550

○子どもホットライン 029-221-8181

○子どもの教育相談（茨城県教育研修センター） 0296-78-3219

○いばらき子ども SNS 相談

④学級・学年・全校児童への指導を進める。

○生徒指導主事、教務主任、教頭、校長 ○スクールカウンセラー

⑤被害児童の保護者に対して理解と協力を依頼する。

○実情とこれまでの指導の経過

○今後の対応について

⑥加害児童の保護者に対して理解と協力を依頼する。

○今後の対応について

⑦P T Aへの説明及び協力の依頼をする。(状況によって)

⑧指導を継続する。

○経過の報告をする。(職員会議、いじめ防止対策委員会)

○再度の対応策を検討するとともに対応にあたる。

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

- ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合等を想定

② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・ 年間30日を目安とする欠席がある場合
- ・ 一定期間連続して欠席している場合で、教育委員会又は学校が重大事態と判断する場合

(2) 重大事態が発生した場合の基本的な姿勢

○ 教育委員会と連携し、事実解明への協力を依頼する。いじめの事実等についてありのまま伝え、説明責任を果たすように努める。

いじめを受けた児童生徒の心のケアや自信を回復するための最大限の努力を行うとともに、いじめに関与した児童生徒との関係回復のための取組に努める。

(3) 重大事態への対応

①教育委員会への報告

[必ず報告する事項]

- ・ いじめを受けた児童生徒の氏名・学年・性別
- ・ 被害の状況、欠席の状況その他児童生徒の状況
- ・ 児童生徒・保護者から重大事態である旨の訴えがある場合はその内容

②教育委員会との協議のもと、「いじめ対策緊急特別委員会」を設置する。

③教育委員会の指導のもと、事実関係を明確にし関係機関との連携を適切にとる。

④教育委員会の指導のもと、調査結果について必要な情報を公開する。

(4) 重大事態の国への報告

文部科学省及びこども家庭庁が必要な情報を共有することで、法第 28 条に基づく調査における第三者性の確保や運用についての改善などの必要な対策を講じるとされているため、市は県、県は国に、重大事態に関する報告・相談を行うものとする。

5 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

- ・一部や特定の教職員が抱え込むのではなく、いじめ防止対策委員会が情報を共有し、組織的に対応する。また、組織的な対応の在り方について全教職員で共通理解を図る。
- ・いじめに関する指導記録（生徒指導カルテ）を保存し、進学、進級、転学に当たって適切に引き継いだり、情報提供したりできる体制をとる。

(2) 校内研修の充実

- ・全教職員の共通認識を図るため、年間計画に位置づけた校内研修を実施する。

(3) 校務の効率化

- ・教職員が児童と向き合い、いじめ防止に取り組めるよう校務分掌を適正化し組織体制を整えるなどして校務の効率化を図る。

(4) 学校評価と教員評価

- ・いじめ防止に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づける。
- ・目標に対する取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえて改善に取り組む。
- ・教員評価において、いじめの問題に関する目標設定や目標に対する対応状況を評価する

令和 6 年 3 月 2 6 日 改定

水戸市立上中妻小学校長 浅野 直俊

(別表1)いじめ問題への対応の在り方

